

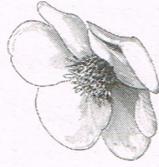
寄稿

# 離婚後の親子の今

## 「親子交流断絶防止の立法化に向けて」

共同親権運動ネットワーク

宗像 充



### ● 「草葉の陰」

吐く息が白い冬の朝、子どもたちが次々と登校していく都内の中学校……校門を挟んだ一車線道路の反対側の歩道に一人の女性が立っていた。都内に住むAさんがこの三年間、一人の息子たちと口を聞いたことは一度もない。

二〇〇八年、実家に里帰りをしている間に上の息子のママ友から「引っ越しするついで本当なの」

とメールが入った。驚いて学校に問い合わせると子どもたちが転校していた。自宅に戻ると4LDKの部屋のうち、三部屋分の荷物がごそりなくなっていた。

数ヶ月後、家庭裁判所から呼び出し状が届き、夫から離婚調停を申し立てられた。子どもたちの住所がわからぬまま調停が始まり、夫からはAさんが子どもたちを虐待していたと主張された。そういう事実はない。

子どもたちの居場所がわかつたのは偶然だった。子どもたちのいる自治体の教育委員会に「子どもがそちらにいるようだ」と告げると、その日のうちに相手方の弁護士からファックスで連絡が来たことを、自分の弁護士から知らされた。「子どもたちの平穳を舐めないように」という内容だった。Aさんは教育委員会の窓口で、夫が怖いので自分が来たことを夫に告げないように言っていた。Aさんは子どもの学校の情報を開示請求した。「父親または母親による家庭内暴力を逃れるため市内に転居してきた児童又は生徒がいる場合において……」就学を認めることがあると説明があり、個人情報の存否を言うこと自体が「いる・いない」を知らせてしまうので開示ができないとあつた。

子どもたちの学校がわかつてから、Aさんは毎週通学してくれる子どもを見るために、校門前に立つようになった。上の子が通学してきたのを道路を挟んで目で追って、下の子の通う小学校に移動して学校の外から休み時間に息子が出てくるのを待った。この日は会えなかつた。社会科見学でいなかつたようだ。いつもは

下の子も休み時間に校庭で遊ぶ。

一人とも母が来ていることは知っている。中学校でいえば、校門付近には学校の先生もいて、Aさんが毎週来ていることはわかっているはずだ。周囲はまるでAさんがいないかのように振る舞う。しかし、見方を変えれば、役所も学校も結託して、誘拐を帮助していることになる。裁判所の裁判官は「まだ見に行っているんですか」とAさんに言う。

以前本誌に「親子の引き離し」について書いたのは二〇〇八年の秋号だった。以来子どもに会えなくなつて別居親のグループに顔を出す親たちは増え続けている。裁判所に行けば子どもと会えるわけではないという事情は依然変わつていない。女性が被害者になる事例もAさんだけではない。子どもたちとの接触を断たれた親が学校に行って、そこで学校や園から排除されることもある。そのようなときに親権がないと、役人や学校の職員から「あなた親じゃないから」と言われることになる。離婚前でまだ親権があつても、学

校に親としての通常の扱いを認めさせるには相当のエネルギーがいる。だからAさんは、当面は校門前で子どもたちを見守ることを選んだ。何も新しい問題ではない。「見て見ぬふり」を周囲がしてきただけなのだ。

### ● ハーヴェイ条約加盟をめぐる議論

昨年日本政府が「国際的な子の奪取の民事面に関するハーヴェイ条約」加盟を表明するに至ると、にわかにこの条約への注目が集まつた。欧米各国の「外圧」はフランスやアメリカの議会で日本への非難決議が挙げられるなど本物だった。しかし「黒船」が急に浦賀沖に現れたわけでもなく、ぼくが当事者になった五年前にはすでに、各國の駐日大使館はこの条約の加盟についてのシンポジウムを毎年定例化していた。日本政府の対応は「泥縄」だった。

ハーヴェイ条約に加盟していない国は多々ある。しかし特に日本がやり玉に舉るのは、G8の中での未加盟国が日本だけになつたということでもう一つ、過去一度も日本だけが政府が責任を持つて子どもの返還に応

子どもを返還するのはかわいそうだ、というのが基本的な主張で、「邦人保護」という文脈での日本の国会議員のナショナルな共感を得るのに一定程度成功した。条約についての法制審議会の議論は、どうやつたら子どもを返還しないでいいかということに費やされ、実際、担保法にそのための条項が盛り込まれた。逆に言えば、アメリカ国内で返還要求をしている父親たちは、全員DVの加害者であるということになる。アメリカ政府はこれを否定した。

しかし、このような反対論には致命的な欠陥もある。というのはアメリカのDV対策は、日本よりはるかに刑事介入に積極的だからだ。昨年五月、カリフォルニア州の検察は、日本の副領事をDVで逮捕し、その後一連の裁判の様子が日本でも紹介されたが、簡単に言えばこのようになる。反対論の主眼は、遠くに隠れ潜めばDVの被害が防げるという発想に立つ。しかしそれでは、被害者が一生逃げ続けなければならぬし、悪意の加害者に対してそれが適用するかは極めて疑問だ。だから海外では初動時に刑事介入が積極的になさ

じたことがないことによる。この条約は、国境をまたいでの子どもの違法な連れ去りについて、子どもが元いた国の裁判管轄権に服するための返還義務を各国に課したものである。条約には子どもの面会交流についての尊重規定もある。欧米各國は未婚・離婚時についても双方の親の養育責任が法的に問われる共同親権制度を基本的に採用している。他方の親の同意がない子どもの連れ去りで、養育権を侵害するもの（面会交流の権利も含む）は違法とされる。条約ができた当初は各國ともまだ単独親権制度が基本であり、その中においても、双方の親とのアクセスを保障するのが子どもの利益になるという考えが背景にある。実際には任意での返還合意が一九%を占める。連れ去った親は、出国した時点でその行為が違法であるという認識がないのが普通だ。それは日本人の母親に限らない。

この条約加盟に際し、反対論が湧き起こつた。フェミニストやシングルマザーの団体、それに日弁連の両性の平等委員会のメンバーなどがその論陣を張つた。日本に子どもを連れ去った母親はDVの被害者なので、

子どもを返還するのはかわいそうだ、というのが基本的な主張で、「邦人保護」という文脈での日本の国会議員のナショナルな共感を得るのに一定程度成功した。条約についての法制審議会の議論は、どうやつたら子どもを返還しないでいいかということに費やされ、実際、担保法にそのための条項が盛り込まれた。逆に言えば、アメリカ国内で返還要求をしている父親たちは、全員DVの加害者であるということになる。アメリカ政府はこれを否定した。

しかし、このような反対論には致命的な欠陥もある。というのはアメリカのDV対策は、日本よりはるかに刑事介入に積極的だからだ。昨年五月、カリフォルニア州の検察は、日本の副領事をDVで逮捕し、その後一連の裁判の様子が日本でも紹介されたが、簡単に言えばこのようになる。反対論の主眼は、遠くに隠れ潜めばDVの被害が防げるという発想に立つ。しかしそれでは、被害者が一生逃げ続けなければならぬし、悪意の加害者に対してそれが適用するかは極めて疑問だ。だから海外では初動時に刑事介入が積極的になさ

れる。一方、子どもの連れ去りについても最終的には刑事的な訴追を免れ得ない。DVの場合であつても、裁判所では暫定的な面会交流の命令がなされ、毎週短時間ではあるにせよ、監視付きで面会交流が開始される。理不尽に子どもと一緒に離す行為が親の養育権を侵害するだけでなく、憎悪をかきたてるなら、なくすむ暴力を逆に引き起こしかねない。

経済的な側面を見れば、日本と海外の落差はいつも顕著になる。日本の養育費の履行率は約二〇%であり欧米各國に比べて著しく低い。徴収の強制力が強化されてもさして変わらない。しかし、別居親が子育てに専念してこそその養育費の履行率であり、その背景には別居親の法的地位が明確であることが前提である。子どもを会わせないで金だけとるという理屈を維持しておいて、履行率の低さを嘆いても説得力に欠ける。オーストラリアに留学してこの件について調べた研究者の一人は、「向こうのほうがDVのときは警察もすぐ来るし、母子家庭の扶助もはるかに恵まれているのに、どうして日本に連れ去って隠れて住むんでしょうか」

とぼくに質問した。それはぼくが聞きたいことだ。

## ●片親疎外と子どもの人格

日本では、「民事不介入」の原則のもと、家族の問題への刑事介入は消極的であり、したがって、弁護士が採る手法や援助のあり方も、離婚や保護命令、一時保護や面会制約など、基本的には民事的な手法に依存せざるをえない。要するに自力救済であり、既成事実を裁判所が追認する。夫婦間であっても暴力は暴力であるように、親であっても誘拐は誘拐である。

しかしハーツ条約の反対論は、連れ去りが犯罪ではなく、日本の文化だという浅薄な議論に終始した。ハーツ条約に加盟し、子の連れ去りや面会拒否の違法化が進めば、同時に、これまで主流だった民事的な援助の手法から、刑事的な介入が積極的になされ、それに伴う司法手続が適正に行われるような形にならねばならない。ハーツ条約の加盟そのものは、国際的なルールの中に日本が入るということにすぎない。しかし、子どもがいる場合には、連れ去りや面会拒否、家庭内暴

連れ去りを前提に、子どもに会うためには金銭的な申し出によって同居親の感情を和らげ面会交流の協力を促すというものだった。このことは、子どもとの面会を取り材料にし、人質取引を促すという面で、子どもの人格を無視したものだ。理不尽に親から引き離し会わせないという行為は片親疎外と呼ばれ、子どもたちの心を壊す。また月に一回・二時間程度という家裁による非常識な面会交流の相場が、その後の親子関係の障害になることは明らかである。ぼくは年数回、長期休暇中に家裁の取り決め通り父親に会いに行っていた女性に話を聞いたことがある。母親と継父は父親のことを行って「パパ」と呼ばせなかつた。成人した彼女は父親に会いに行くことを「林間学校に行くような感じ」と説明した。子どもには「会いたくない」と言わせるようくライアントに指導する弁護士もいる。

子どもが自由に親と会えているなら、「会いたくない」という子どもの感情も尊重できよう。しかし、会えない状況で「会いたいかどうか」を聞くことは、子どもに親を捨てるかどうかの判断を迫るということだ。

力への刑罰的な対処が一体的に処理されることを促すものとして、肯定的に議論されなければ加盟の意義は薄いだろう。

一方、昨年四月「面会交流」という言葉が明記された民法七六六条が施行された。しかし家庭裁判所の面会交流の保障は極めて貧弱なままである。連れ去りは放置され、面会交流はよくて月に一回・二時間程度の「最小面会」。裁判所に行つても親子関係は守られないということは日本ではまだまだ知られていないので、ハーツ条約の反対論は「会えない（もしくは連れ去られる）のは相手によつぱどひどいことをしたからだ」という世間の先入観をかき立てることで成立した。實際には、子どもとよい関係にある別居親の実績は、親権争いで同居親にとって不利に働くので子煩惱な親ほど引き離される。

今年一月から家事事件手続法が施行され、親権争いや面会交流事件について弁護士による子どもの手続代理人、いわゆる「子ども代理人」制度が可能となつた。しかしこまでの裁判所や弁護士の手法は、子どもの

家庭に法の支配を及ぼせ、片親疎外を解消するための法手続を用意することは、親たちにとつて困難な相手との関係を仕切り直し、一定のルールの中で親としての子育てを持続するために必要とされるものだ。そして、子どもの人格を認める形で適切な法手続の保障がなされる援助のあり方がなされていかなければならない。子どものいる夫婦の場合、相手を他人として捉えるためには、新しい契約が必要なのだ。

### 宗像 充（むなかた みつる）

フリーライター。一〇〇八年に離婚後の親子の交流を保障する法制化運動をはじめ、子どもと離れて暮らす親子（別居親）の運動を組織。現在、共同親権運動ネットワーク運営委員。別居親の相談を受け続け、今年『子どもに会いたい親のためのハンドブック』（社会評論社）を刊行。

